



人権啓発をする根拠は何ですか？ 具体的には何をしていますか？

① 日本国憲法が「基本的人権の尊重」を掲げながらも、同和問題は生活環境・就労・婚姻・教育など人権全般に関する課題であると、1965(昭和40)年に同和对策審議会答申が出されました。この同和問題に対する取り組みが我が国で最初の人権保障の取り組みでした。

以降、33年間にわたり法律改正を繰り返しながら、2002(平成14)年3月末で特別対策が終了しました。

② 1996(平成8)年に国の地域改善対策協議会は、同和問題に関する特別対策の終了を見越して新たな人権政策の基本方針を定めました。

1つは、同和教育・同和問題啓発を人権教育・啓発に再構成し、教育・啓発を施策化するすること。2つには、人権救済については、既存の人権擁護制度の拡充ではなく新たな制度を創設することでした。

これらの方針を調査・審議するため設置された人権擁護推進審議会は、1999(平成11)年に教育・啓発に関する答申を出し、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

③ 2006(平成18)年3月末に四町が合併し誕生した国東市は、「国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」を制定しました。

この条例と前記の法律は、国の責務、市の責務、国民の責務、市民の責務を謳いました。国及び国東市の責務は当然のこととしても、市民の責務として「市民一人ひとり、自己啓発に努め、あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するものとする」となっています。ここでいう人権とは、「同和問題」「女性の権利問題」「子どもの権利問題」「高齢者の権利問題」「障

がいのある人の権利問題」「外国人の権利問題」「医療をめぐる問題」「様々な人権問題」など幅広く、これを人権問題重要8課題としています。

④ 市はこれらの課題解決のために市長を会長に「国東市人権・同和教育啓発推進協議会」を設置しています。これは、とりもなおさずまだまだ解決しなければならぬ課題があるという認識に立っているからです。

事業としては、9月から行政区毎で実施している「地区人権学習会」、昨年から町毎の「人権講演会」、「人権フェスティバル」、学校との共同事業などを実施し、人権・同和問題の教育啓発を行っています。これらによる、第一次国東市総合計画にさき創造プランにある「人権尊重のまちづくり」をめざしていきます。

武蔵町人権フェスティバル
を開催します

日時

12月5日(土) 午前9時～正午

場所

武蔵セントラルホール

内容

人権作文朗読、学習発表、
地区活動報告、作品展示



▲昨年の武蔵町人権フェスティバル

お知らせ

人権ビデオ上映会(隣保館)

11月18日(水) 午後2時～4時

同和問題学習会(隣保館)

11月26日(木) 午後2時～4時

お問い合わせ 国東市隣保館

0978-1722